

日本大学医学部障がい学生支援ガイドライン

日本大学医学部（附属看護専門学校を含む）は、「日本大学障がい学生支援に関する基本方針」に基づいて、すべての学生及び入学を志願する者に対し、障がいを理由とする差別を行わず、障がいのない学生と平等に修学できるよう卒業まで可能な限りの支援を目指します。

基本姿勢

すべての教職員が、障がいを理由とした差別の解消に積極的に関わり、障がい学生と障がいのない学生が共に学べるように支援します。また、障がい学生の効果的な支援には、学生の協力が不可欠です。障がいのない学生が、無理なく積極的に支援にかかわれるような体制を構築します。

支援内容

1 入学試験出願前の相談

障がいにより通常の入学試験の受験や入学後の修学に支障がある場合は、入学試験の出願前に学部の入試係に相談してください。本人、保護者、学部の3者による丁寧な対話のもと、受験の際の配慮内容や入学後に可能な配慮内容について確認を行います。学部の事情等によって希望する支援を提供することが難しい場合もありますが、可能な限り障壁を取り除き、受け入れられるよう努力します。

2 入学後の支援

障がい学生の支援窓口として、学部に「学生支援室」を設置します。学生支援室を介して教員(学年担任等)、教務課、学生課、保健室などと建設的な対話を行い、具体的な支援を決定していきます。

① 入学時面談

入学が決まると早い段階で本人や保護者と面談を行い、必要な支援内容について再確認を行います。

② 定期面談・相談

障がい学生と定期的な面談を行い、支援が順調に進んでいるかを確認します。また、大学での勉強や学生生活に不安を抱えている学生に対して、気軽に相談できるよう「学生支援窓口」を整えています。

③ 授業支援

障がいに応じて可能な限り支援を行うよう努力します。

- (1) 視覚障がい
- (2) 聴覚障がい
- (3) 肢体不自由
- (4) 発達障がい、病弱・虚弱

障がいに応じて、専門知識や技術を持った人間性豊かな医師育成のため、個別に

対応を検討します。

④ 試験における支援

障がいに応じて、可能な限り支援を行うよう努力します。
試験時間の延長、支援機器の利用、試験教室の変更等

⑤ 就職支援

学生支援室に相談することにより、支援を受けることができます。

⑥ 学生生活支援

授業・試験以外の行事においても、障がい学生が参加できるよう、障がいに応じて、出来る限りの支援を行います。

施設設備の支援

障がい学生の有無に関わらずすべての学生が、キャンパスのどこにおいてもお互いに学び合える環境の整備をめざして、キャンパスの整備に取り組みます。

教職員・学生への啓発

すべての教職員・学生が障がいを理由とした差別の解消に対して正しく理解し、積極的に障がい学生支援に取り組むよう、講演会、研修会などの啓発活動を行い、すべての人に開かれた学部を目指します。

情報公開

障がい学生の在学状況、障がい学生に対する支援の方法などについて、学生便覧等において情報を公開します。

以 上